

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(ブローアウトパネル関連設備)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当 頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
1	設置変更許可審査からの 申送り事項 No.79 【2-9】	設置基準 条文 59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	59-12-17, 18	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の要求機能に対する基本設計方針(適合方針)及び設計状況の詳細は、詳細設計段階で説明する。	<p>詳細設計における確認事項については、工事計画認可申請の審査時に説明することとしており、具体的には下記確認事項について、加振試験により確認することとしておりました。</p> <p>【詳細設計段階での確認事項】 (要求機能) ・閉止機能(基準地震動Ssに対して閉止機能が維持可能な設計とする。) ・建屋気密の維持機能(基準地震動Ssにより機能が損なわれるおそれのないこと。) (設計上の配慮事項) ・流路の確保(待機時において、開状態を保持可能な設計とする。この機能は基準地震動Ssにより損なわれない設計とする。)</p> <p>上記を踏まえ、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置について、基準地震動Ss相当の加振力で加振試験を実施し、加振後においても、外観、動作性及び気密性能に問題がないことを確認しております。</p>	VI-1-1-6-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-工-B-01-0014_改0)	今回回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
2	設置変更許可審査からの 申送り事項 No.80 【2-9】	設置基準 条文 59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 補足説明資料	—	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置について、加振試験を実施し、その結果等を整理のうえ、詳細設計段階で説明する。	No.1同様、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置について、基準地震動Ss相当の加振力で加振試験を実施し、加振後においても、外観、動作性及び気密性能に問題がないことを確認しております。	VI-1-1-6-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-工-B-01-0014_改0)	今回回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
3	設置変更許可審査からの 申送り事項 No.81 【E-18】	設置基準 条文 59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	59-12-16	原子炉建屋ブローアウトパネルの詳細設計における確認事項については、詳細設計段階で説明する。	原子炉建屋ブローアウトパネルについて、要求機能のうち開放機能に対しては、建屋の内外差圧(4.4kPa以下)で自動的かつ確実に開放可能であること、また、二次格納施設のバウンダリ機能に対しては、弾性設計用地震動Sdで開放しないことを確認しております。	<p>・VI-1-1-6-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-工-B-01-0014_改0)</p> <p>・ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-補-E-01-0200-16_改0)</p>	今回回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す